

ポイント

- “点の整備” ~ 建築物等のバリアフリー化の推進 ~
- “線の整備” ~ 障害者等の移動円滑化の推進 ~
- “面への展開” ~ 誰もが暮らしやすさを感じるまちづくりの推進 ~



- 福祉のまちづくり条例の改正
- 鉄道駅舎バリアフリー化の支援拡大
- 指定地区の支援拡充と条例への位置づけ

“点の整備” - 建築物等のバリアフリー化の推進 -

バリアフリー法制定（H18）、ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の策定（H17）等を踏まえ、福祉のまちづくり条例、同規則（整備基準）の改正及び福祉のまちづくり基本方針の見直しを実施

【条例改正等の視点】

- ・ 社会環境の変化への対応（ユニバーサル社会づくりの考え方の導入）
- ・ 整備基準遵守の実効性の向上（バリアフリー法の委任規定の新設）
- ・ 条例と法との関係整理（矛盾をなくす、届出・審査の合理化）
- ・ 整備基準の見直し（対象施設の追加、基準の明確化）

条例にバリアフリー法の委任規定を設け、障害者利用の多い建築物、不特定多数が利用する建築物等のバリアフリー基準の適合を義務化する方向で検討

バリアフリー基準：「エレベーターや便所の構造」、「誘導ブロックの設置」、「車いす利用者用駐車場の設置」など

《表-1》 バリアフリー基準適合の考え方（素案）

建築物種別	現条例	改正の方向
障害者、高齢者等の利用が多い施設（社会福祉施設、医療施設、公共交通施設等） 不特定多数が利用する一定規模以上の施設（購買施設、ホテル・旅館等）	努力規定 届出、指導 勧告、公表	義務規定 建築確認、是正命令、立入検査、罰金
100㎡以上の購買施設、ホテル・旅館等 21戸以上の共同住宅の共用部分等		努力規定 届出、指導、勧告、公表
100㎡未満の購買施設等	努力規定 届出、指導	努力規定 届出、指導

実施スケジュール（素案）

H21年度	まちづくり政策審議会等で改正の方向性を検討 障害者団体等の関係機関との意見交換の実施
H22年度	パブリックコメントの実施 条例改正、同規則（整備基準）改正 福祉のまちづくり基本方針の見直し

“線の整備” - 障害者等の移動円滑化の推進 -

地域ニーズにきめ細かく対応するため、駅舎のバリアフリー化支援を拡大（5千人未満駅を支援対象、ホームドア設置の支援方針を検討）

《表-2》 駅舎バリアフリー化支援の考え方（素案）

駅種別	駅数	H21まで	H22以降の支援方針
5千人以上駅	173	全駅対象	設置困難駅（4駅）の整備促進 主要駅のホームドア設置支援を検討
5千人未満駅	208	-	支援対象駅 地方部（5千人以上駅が無い市町域）の市町における中心駅 都市部（5千人以上駅が有る市町域）の一定人数（ex3千人）以上が利用する駅 その他必要と認められる駅 支援の優先順位は下記より判断 地域の拠点性 障害者等利用状況 地元意向の状況 将来の利用見込

実施スケジュール（素案）

H21年度	乗降客5千人未満駅の支援方針の検討 鉄道事業者、市町との調整、国への補助制度の改善要望
H22年度	補助要綱の見直し、EV設置補助の実施 ホームドア設置の支援方針の検討

“面への展開” - 誰もが暮らしやすさを感じるまちづくり -

既地区指定市町、協議会及び未指定市町の意向等を踏まえた支援制度拡充と積極的な制度PRの実施

地区指定制度を条例に基づく「福祉のまちづくり基本方針」に位置づけ、原則全市町における指定を目標

《表-3》 地区指定制度の見直し（素案）

名称	ユニバーサル社会づくり実践モデル地区（H18～H21）	ユニバーサル社会づくり推進地区（H22～）
位置付け	（モデル実施）	「福祉のまちづくり基本方針」に位置づけ本格実施
支援内容	計画策定費補助（上限500千円、県1/2、市町1/2） 協議会活動助成（上限600千円、県1/2、市町1/2） 民間施設等改修助成（上限1,500千円、県1/4、市町1/4）	…左記に同じ ソフト事業支援の充実 ・地区サポーター（県職員+専門家）制度の創設 ・活動団体交流会の実施 ・優良活動団体の顕彰制度創設 ハード事業支援の充実 ・新規助成事業の創設 ex) 身障者用トイレ、案内板、防犯灯・カメラ、街角ベンチ設置助成等 ・地区明示プレートの設置 ・地域活力基盤創造交付金等の国助成制度の積極的な活用

実施スケジュール（素案）

H21年度	モデル地区指定拡大の実施 ハード・ソフト事業拡充施策の検討
H22年度	福祉のまちづくり基本方針に「ユニバーサル社会づくり推進地区」を位置づけ 地区指定拡大の本格実施